

22 犯罪鑑識・鑑定活動

科学捜査力の充実強化

犯罪鑑識とは、犯罪現場から指掌紋や足痕跡などの資料を採取したり、法医学、化学、物理学、心理学などの科学的知識及び技術を応用・活用して犯人を特定し、あるいは犯罪を証明する捜査活動です。

■各種鑑識活動

●現場鑑識活動

事件が発生した場合には、早急に現場へ赴き、指掌紋や足痕跡及び科学的な資料の採取や写真撮影などの現場鑑識活動を行います。

採取した指掌紋等については鑑定を行い、犯人を割り出したり、犯人像や犯行状況を客観的資料から合理的に推定するなど、犯罪捜査上大きな役割を果たしています。

また、警察官全体の鑑識技術の高度化を図るため、各警察署の代表による現場鑑識競技会を開催しています。

近年では、女性被害の現場等で、きめ細やかな対応が求められており、女性鑑識係員の充実を図って適切な活動に努めています。



【微物採取活動】



【女性限定就職説明会】

●捜査用似顔絵



【捜査用似顔絵講習会】

似顔絵は紙と筆記具があれば短時間でどこでも書くことができ、また、目撃者が覚えている特徴をとらえて描くので、犯人の人相や服装などの特徴がつかみやすく、非常に有効な捜査手法です。

長崎県警察では、毎年、捜査用似顔絵講習会やコンクールを開催し、警察職員全体の似顔絵作成能力の強化を図るとともに、似顔絵捜査官制度を運用し、迅速かつ効果的な捜査活動を行っています。

●警察犬

めざましい科学技術の発達の中にあっても優れた嗅覚力をもつ警察犬は、生きた鑑識器材として犯罪捜査はもとより、行方不明者等の捜索などの警察活動に効果を上げています。

長崎県警察では、民間で飼育・訓練されている犬の中から、審査会で優秀な警察犬を選考しており、現在11頭を「警察犬」として囑託しています。

今後、更なる警察犬の活用を視野に、警察が直接飼育して運用する直轄警察犬の導入計画を推進しているところです。

令和元年中は、犯人等の足跡を追及する犯罪捜査のほかに、行方不明者の捜索活動、要人の警護活動などに多大な貢献をしています。



【囑託警察犬訓練】